

平成29年 5月31日
自動車局貨物課

トラックドライバーの荷待ち時間等の実態把握や解消に向けて、
荷待ち時間等の記録を義務付けることとします。
～貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令の公布について～

トラックドライバーの業務の実態を把握し、長時間労働等の改善を図るため、荷主の都合により待機した場合、待機場所、到着・出発や荷積み・荷卸しの時間等を乗務記録の記載対象として追加する「貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」を、公布しました。

1. 背景

トラックドライバーの長時間労働の是正のためには、荷待ち時間等の削減を図ることが必要です。このため、荷待ち等の実態を把握し、そのデータを元にトラック事業者と荷主の協力による改善への取り組みを促進するとともに、国としても荷待ち時間を生じさせている荷主に対し勧告等を行うに当たっての判断材料とすることを目的として、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成29年7月30日運輸省令第21号）に定める乗務記録の内容等を改正することとするものです。

2. 概要

(1) 乗務等の記録（第8条関係）

トラックドライバーが車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合、ドライバー毎に、

- ・集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）
 - ・集貨地点等に到着した日時
 - ・集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時
- 等について記録し、1年間保存しなければならない。

(2) 適正な取引の確保（第9条の4関係）

荷主の都合による集荷地点等における待機についても、トラックドライバーの過労運転につながるおそれがあることから、輸送の安全を阻害する行為の一例として加える。

3. 今後のスケジュール

公布日：平成29年 5月31日（水）

施行日：平成29年 7月 1日（土）

【問い合わせ先】

自動車局貨物課トラック事業適正化対策室 担当：原中、岡田
TEL：03-5253-8111（内線 41334） 直通：03-5253-8576

○国土交通省令第三十四号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十七条第四項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年五月三十一日

国土交通大臣 石井 啓一

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになお、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

(乗務等の記録)

第八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一～五 (略)

六 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあつては、次に掲げる事項イ 貨物の積載状況

ロ 荷主の都合により集貨又は配達を行った地点(以下「集貨地点等」という。)で待機した場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 集貨地点等

(2) 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあつては、当該日時

(3) 集貨地点等に到着した日時

(4) 集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時

(5) 集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務(以下「附帯業務」という。)を実施した場合にあつては、附帯業務の開始及び終了の日時

(6) 集貨地点等から出発した日時

七・八 (略)

2 (略)

(適正な取引の確保)

第九条の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸

改正前

(乗務等の記録)

第八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一～五 (略)

六 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあつては、貨物の積載状況

イ 貨物の積載状況

ロ 荷主の都合により集貨又は配達を行った地点(以下「集貨地点等」という。)で待機した場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 集貨地点等

(2) 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあつては、当該日時

(3) 集貨地点等に到着した日時

(4) 集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時

(5) 集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務(以下「附帯業務」という。)を実施した場合にあつては、附帯業務の開始及び終了の日時

七・八 (略)

2 (略)

(適正な取引の確保)

第九条の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷

送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。